

外交・安全保障関係調査研究事業費補助金
(調査研究機関間知的アセット共有事業)
審査基準

審査員は、以下の審査項目について、以下の審査項目を踏まえ書面審査を行うこととする。

書面審査項目

審査項目 1：調査・共同研究及び発信業務の実施方針等

- 調査・共同研究及び発信内容の妥当性、独創性：
論文等の選択，翻訳，校閲，共同研究及び発信業務を正確に理解しているか
対象事業スキームを理解しているか
- 調査・共同研究及び発信方法の整合性、現実性：
論文等の選択，翻訳，校閲，共同研究及び発信方法が具体的且つ現実的か
- 作業計画の妥当性、効率性
日程・人員配置、作業手順等に無理がなく、目的達成の実現性はあるか
- 組織の調査・研究及び発信実施能力
論文等の選択，翻訳，校閲，共同研究及び発信業務を行う上で適切な財政基盤、経営処理能力を有しているか
幅広い知見・ネットワーク、優れた情報収集能力を有しているか

審査項目 2：業務従事者の能力等

- 調査・研究内容・発信業務に関する専門知識・適格性
論文等の選択，翻訳，校閲，共同研究及び発信に関連する機材・施設に関する知識・知見を持っているか
対象分野に関する知識・知見を有しているか
- 資格・学歴等
論文等の選択，翻訳，校閲，共同研究及び発信に関連する学歴・資格を有しているか
業務を遂行する上で、十分な語学力を有しているか

(了)